

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月18日
【発行者名】	ニューシティ・レジデンス投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 新井 潤
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番31号
【事務連絡者氏名】	シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社 財務経理本部長 岩崎 和行
【連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番31号
【電話番号】	03-6229-3860（代表）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【提出理由】

本投資法人について、以下のとおり主要な関係法人の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

以下のとおり、投資主名簿等管理人（一般事務受託者）に変更がありました。

### (1) 関係法人でなくなった法人

#### イ. 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

##### (イ) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### (ロ) 資本金の額

324,279百万円（平成21年9月30日現在）

##### (ハ) 関係業務の概要

以下の業務を行います。

- ①投資主名簿および投資法人債原簿ならびにこれらに付属する帳簿の作成、管理および備置その他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が一般事務受託者に別途委託するものに限ります。）
- ②以下の帳簿その他の本法および内閣府令の規定により作成および保管しなければならない帳簿書類の作成、管理および備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）
  - ・分配利益明細簿
  - ・投資証券台帳
  - ・投資証券不発行管理簿
  - ・投資証券払戻金額帳
  - ・未払分配利益明細簿
  - ・未払払戻金明細簿
- ③投資口の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消
- ④振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務
- ⑤投資主の投資証券不所持申出ならびに投資証券の発行または返還請求の受理等に関する事務
- ⑥投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人の氏名および住所の登録ならびに変更の登録に関する事務
- ⑦前各号に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務
- ⑧投資主総会招集通知の発送および議決権行使書または委任状の作成および集計に関する事務
- ⑨投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務
- ⑩投資主等からの照会に対する応答に関する事務
- ⑪投資口の統計資料ならびに法令または契約にもとづく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出または報告のための資料の作成に関する事務
- ⑫投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務
- ⑬投資主等に対する通知書、催告書および報告書等の発送に関する事務
- ⑭投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受付に関

する事務（前各号の事務に関連するものに限りです。）

⑮①乃至⑮④に掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務

⑮⑤乃至⑮⑥に掲げる事項に付随する事務

ロ．当該異動の年月日

平成21年12月18日

(2) 新たに関係法人となった法人

イ．主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(イ) 名称

中央三井信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額

399,697百万円（平成21年9月30日現在）

(ハ) 関係業務の概要

以下の業務を行います。

①投資主名簿およびその他必要な帳簿書類等の作成、管理ならびに備置に関する事項

②投資主名簿への記載または記録および質権の登録またはその抹消に関する事項

③投資証券不所持の取扱いに関する事項

④投資主等の氏名、住所および印鑑の登録に関する事項

⑤投資主等の提出する届出の受理に関する事項

⑥投資証券の交付に関する事項

⑦投資主総会の招集通知、決議通知およびこれらに付随する参考書類等の送付ならびに議決権行使書（または委任状）の作成に関する事項

⑧金銭の分配（以下「分配金」といいます。）の計算およびその支払いのための手続きに関する事項

⑨分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定およびその支払いに関する事項

⑩投資口に関する照会応答、諸証明書の発行および事故届出の受理に関する事項

⑪委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類および未達郵便物の整理保管に関する事項

⑫募集投資口の発行（投資口の併合または分割を含みます。）に関する事項

⑬投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申し出の受理に関する事項（前各号の事項に関連するものに限りです。）

⑭法令またはこの契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項

⑮前各号に掲げる事務に付随する事務

⑯前各号に掲げる事務のほか、本投資法人と一般事務受託者が協議のうえ定める事項

ロ．当該異動の年月日

平成21年12月18日